

別表第4(第14条関係)

5 観音寺市総合運動公園使用料

令和8年4月1日改正

有料施設の種類		専用しない場合		専用する場合		付帯設備				
単位		一般	生徒及び児童(小中高)	入場料を徴収しない場合		放送設備等	競技用具	電気料金		
				一般	生徒及び児童(小中高)			夜間照明1時間につき	電源使用1時間につき	
陸上競技場	午前9時から午後1時まで	一人1回につき100円	一人1回につき50円	14,660円	3,660円	放送設備一式につき1,000円	備考第7項表で定める額		200円	
	午後1時から午後5時まで			14,660円	3,660円					
	午前9時から午後5時まで			24,610円	6,700円					
	時間外及び時間単位での使用(1時間につき)			3,760円	930円					
野球場	午前9時から午後1時まで			2,080円	1,030円	放送設備一式につき780円 空調設備1時間につき1台当たり200円	スコアボード1回につき780円 ピッチングマシーン1時間につき400円		200円	
	午後1時から午後5時まで			2,080円	1,030円					
	午前9時から午後5時まで			3,660円	1,830円					
	時間外及び時間単位での使用(1時間につき)			620円	300円					
広場	午前9時から午後1時まで			1,350円	670円	放送設備一式につき620円		半面全灯2,200円 全面全灯4,400円 全面半灯2,200円	200円	
	午後1時から午後5時まで			1,350円	670円					
	午前9時から午後5時まで			2,610円	1,300円					
	時間外及び時間単位での使用(1時間につき)			410円	200円					
テニスコート	一面につき1時間当たり			午前9時から午後5時	300円	150円	放送設備一式につき620円	得点板1回につき1台あたり100円	1面につき570円	200円
				時間外	410円	200円				
	大会			全日1面	1,350円	670円				
				全日全面	8,060円	4,030円				

備考

- 1 本市又は三豊市に居住していない利用者の場合は、上記料金表の金額(電気料金を除く。以下同じ)の2割増しの額とする。
- 2 入場料を徴収する場合は、上記料金表の金額(前項の規定に該当する場合はその金額)の5倍の額とする。
- 3 全日とは午前9時から午後5時までとし、時間外とは全日以外をいう。ただし、夜間の使用については、陸上競技場及び野球場においては日没時まで、広場及びテニスコートにおいては午後10時までとする。
- 4 30分以上1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。
- 5 電源使用にかかる電気料金は、上記料金表の金額に電源を使用する機器の台数及び時間数を乗じて得た額とする。
- 6 陸上競技場フィールド内を使用して、陸上競技以外の大会等を行う場合は次の使用料を徴収する。この場合において、備考第1項から第5項までの規定は、本項の使用料について適用する。

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	時間外及び時間単位での使用(1時間につき)
一般	3,030円	3,030円	5,550円	830円
生徒及び児童(小中高)	1,510円	1,510円	2,770円	410円

8 陸上競技場において写真判定装置を使用するときは、次の使用料を徴収する。

この場合において、備考第1項から第4項までの規定は、本項の使用料について適用する。

区 分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	時間外及び時間単位での使用(1時間につき)
写真判定装置(電源使用料含む。)	1,520円	1,520円	2,440円	450円

9 施設、附帯設備、競技用具又は写真判定装置を使用した際に算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

10 観音寺市総合運動公園内で、行商、興業、展示会等を行う場合は、以下の料金を徴収する。

区 分	単 位	金 額
行商、興業、展示会、その他これらに類する行為	基本使用料	20㎡まで1日につき 1,560円
	超過使用料	1㎡まで1日につき 50円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

7 陸上競技場において、競技用具を使用するときは、次の使用料(備考第1項又は第2項の規定に該当するときは、それぞれの備考第1項又は第2項の規定により算出した額)を徴収するものとする。ただし、当該使用料の合計額が9,000円をこえるときは、9,000円とする。

区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額	
鋼鉄製巻尺	1個	100円	競歩用警告掲示板	1台	100円	
リボンロッド	1個	100円	風力風速表示器	1台	100円	
リボンロッド止金具	1組	100円	走幅跳・三段跳用距離標識	1組	100円	
走高跳用高度計	1本	100円	踏切板	1個	100円	
棒高跳用高度計	1本	100円	踏切板標識	1組	100円	
ストップウォッチ	1個	100円	距離表示マーカー	1個	100円	
赤・白旗	1組	100円	走高跳用支柱及びパー止	1組	100円	
黄手旗	1本	100円	棒高跳用支柱及びパー止	1組	100円	
監察マーカー	1個	100円	棒高跳支柱用保護カバー	1組	100円	
ブレイクラインマーカー	1式	100円	棒高跳用パー上げ器(2本組)	1式	100円	
バトン	1組	100円	走高跳用マット	1組	200円	
スタート信号器	1丁	100円	棒高跳用マット	1組	300円	
ノギス	1個	100円	走高跳用バー	1本	100円	
抽選器	1組	100円	棒高跳用バー	1本	100円	
スタート合図用黒板	1本	100円	記録標識	1組	100円	
ライン引器	1台	100円	足留材	1個	100円	
ハンドマイク	1台	100円	円盤投・ハンマー投兼用サークル	1個	100円	
砲丸	1個	100円	円盤投・やり投げ・ハンマー投用ペグ	1本	100円	
円盤	1枚	100円	砲丸投用ペグ	1本	100円	
ハンマー	1個	100円	フィールド用ビニールテープ(白)	1個	100円	
やり	1本	100円	フィールド用ビニールテープ(赤)	1個	100円	
競歩警告用円板(黄)	1組	100円	フィールド成績表示器	1台	100円	
競歩失格用円板(赤)2枚	1組	100円	フィールド競技用制限時間告知器	1台	300円	
審判長用警告カード	1組	100円	投てき用足ふきマット	1枚	100円	
スタート用警告カード	1組	100円	投てき距離標識	1式	100円	
表彰台	1組	100円	炭酸マグネシウム入台	1台	100円	
スターター台	1組	100円	役員席用机	1台	100円	
スターター用拡声器	1組	300円	役員席用椅子	1脚	100円	
スターティングブロック	1台	100円	フィールド競技記録員用小机	1台	100円	
フィニッシュポスト	1組	100円	フィールド競技記録員用腰掛	1脚	100円	
周回表示器(鐘付)	1組	100円	監察員用腰掛	1脚	100円	
ハードル(1セット8台)	1セット	300円	競技者用長椅子	1脚	100円	
代用縁石	1式	300円	テント(大)	1張	500円	
温湿度計	1個	100円	テント(小)	1張	400円	
風速計	超音波	1台	600円	横幕	1張	100円
	デジタル	1台	500円	コーン(小)	1本	100円
	気象用	1台	200円	ビーチパラソル	1本	100円
10キログラムはかり	1台	100円	走幅跳用・三段跳用距離測定器	1組	100円	
ラップ用旗・コーナートップ用旗	1本	100円	ポール置台	1台	100円	
吹き流し	1本	100円	砲丸・円盤置台	1台	100円	
レーンナンバー標識	1組	100円	合成樹脂製巻尺	1個	100円	
トラック競技速報表示器	1台	100円	ライン引用ロープ	1個	100円	

小学校、中学校及び高等学校の生徒又は児童若しくはこれらに準ずる者が競技用具を使用する場合であって、陸上競技場を専用しないときの競技用具の使用料については、金額欄に規定する額の2分の1の額とする。